

令和 7 年度 介護保険事業者等集団指導

福祉用具貸与・販売【資料編】

和歌山県介護サービス指導課

1 (介護予防) 福祉用具貸及び特定(介護予防) 福祉用具販売の福祉用具の種目

【(介護予防) 福祉用具貸及び特定(介護予防) 福祉用具販売の福祉用具の種目】

	(介護予防) 福祉用具貸与	特定(介護予防) 福祉用具販売
対象種目	・ 車いす ・ 車いす付属品 ・ 特殊寝台 ・ 特殊寝台付属品 ・ 床ずれ防止用具 ・ 体位変換器 ・ 手すり ・ スロープ ・ 歩行器 ・ 歩行補助つえ ・ 認知症老人徘徊感知機器 ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く） ・ 自動排泄処理装置	・ 腰掛便座 ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品 ・ 排泄予測支援機器 ・ 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト） ・ 簡易浴槽 ・ 移動用リフトのつり具の部分 ・ スロープ ・ 歩行器 ・ 歩行補助つえ

※複合的機能を有する福祉用具について

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- (2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種類に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- (3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区別できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

※詳細は、次の告示・通知を参照

- ・ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目〔平成11年3月31日厚生省告示第93号（最終改正；平成30年3月30日厚生労働省告示第180号）〕

- ・ 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて〔平成12年1

月 31 日老企第 34 号（最終改正；令和 4 年 3 月 31 日老高発 0331 第 2 号）〕

・「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について〔平成 21 年 4 月 10 日老振発第 0410001 号〕

2 人員に関する基準

（１）福祉用具専門相談員の員数（居宅条例第 205 条、居宅規則第 80 条）

事業所ごとに置くべき専門相談員の員数は、常勤換算方法で 2 以上。

※常勤換算方法

当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

また、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与及び特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の事業所の指定を併せて受け、一体的に運営する場合については、従業員の兼務が認められる。

（２）専門相談員の資格要件は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、都道府県知事が指定した福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる福祉用具専門相談員指定講習会修了者のいずれかとなっている。（介護保険法施行令第 4 条第 1 項）

平成 28 年 4 月 1 日より、介護員養成研修（介護職員初任者研修、介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修 1 級課程、訪問介護員養成研修 2 級課程）修了者は、福祉用具専門相談員としての業務を行うことはできません。

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政

令」（平成 26 年政令第 397 号）により、平成 27 年 4 月 1 日から福祉用具専門相談員となるための要件から、介護員養成研修（介護職員初任者研修、介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修 1 級課程、訪問介護員養成研修 2 級課程）修了者が除かれました。

これについて、平成 27 年 4 月 1 日の施行の際に現に養成研修修了者であった者については、従前の例によるとして経過措置が適用されていましたが、平成 28 年 3 月 31 日をもって、経過措置の期間が終了しています。

注）福祉用具専門相談員の資格要件を確認してください。

【参考】「福祉用具専門相談員について」の一部改正について（平成 26 年 12 月 12 日老振発 1212 第 1 号）

(3) 管理者

事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

3 設備に関する基準

(1) 事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。(保管および消毒については貸与のみ)

(2) (1) の設備及び器材の基準は、次のとおり。

一 福祉用具の保管のために必要な設備

ア 清潔であること。

イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいう。

二 福祉用具の消毒のために必要な器材

当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

4 運営に関する基準

(1) 内容及び手続きの説明及び同意

事業者は、利用申込者又はその家族に対し、あらかじめ、運営規程の概要、福祉用具専門相談員等の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

【POINT】

- × 「運営規程」と「重要事項説明書」の記載内容（営業時間、通常の実施地域、サービス提供の内容など）が相違している
- × 記載内容が事業の実態と整合していない

(2) サービス提供拒否の禁止（居宅基準第 215 条による第 9 条準用）

事業者は、正当な理由なく福祉用具の貸与の提供を拒んではならない。

※

正当な理由がある場合とは

- ① 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な福祉用具貸与を提供することが困難な場合である。

（３）サービス提供困難時の対応

事業者は、当該事業所の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な福祉用具貸与等を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の適当な福祉用具貸与等事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（４）受給資格等の確認

- ア 事業者は、利用申込者に対し福祉用具貸与等を提供しようとするときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認するものとする。
- イ 事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、福祉用具貸与等を提供するよう努めなければならない。

（５）要介護認定等の申請に係る援助

- ア 事業者は、要介護認定を受けていない者から利用申込があったときは、要介護認定等の効力が申請時に遡ることにより、福祉用具貸与等の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- イ 事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなくてはならない。

（６）心身の状況等の把握

事業者は、福祉用具貸与等の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

【POINT】

本人や家族との面談、サービス担当者会議等を通じて把握した利用者の心身の状況等の内容を記録として残すこと

○心身の状況等に関する変化の把握事項例

項目	詳細（例）
身体状況・A D Lの変化	・身体機能の改善によって、福祉用具を利用せずに動作ができるようになっていないか。 ・身体機能の悪化によって、当該福祉用具では動作ができなくなっていないか。（別の福祉用具が必要ではないか。）
意欲・意向等の変化	・利用者の生活意欲等の変化によって、福祉用具が適合しなくなっていないか。 ・福祉用具に関して利用者からの要望はないか。
家族構成、主介護者の変化	・家族構成や主介護者の介護力等が変化していないか。 ・福祉用具に関して、家族からの要望はないか。
サービス利用等の変化	・サービス利用等の状況（外出機会、入浴回数等）によって、福祉用具が適合しなくなっていないか。
住環境の変化	・福祉用具を利用する居室等の住環境が変化し、福祉用具が適合しなくなっていないか。
利用状況の問題点	・当初の想定通りの頻度で福祉用具が利用されているか（その時に応じて、一定の時刻・一定の時期に、常時等） ・使い方に不明点等はないか。 ・誤った使い方や、事故・ヒヤリハット等は発生しなかったか。
福祉用具のメンテナンス状況	・福祉用具は、正常に動作しているか。 ・修理等が必要な箇所はないか。

（７）居宅介護支援事業者等との連携

ア 事業者は、福祉用具貸与等の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

イ 事業者は、福祉用具貸与等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

【POINT】

利用者の心身の状況、福祉用具の特性、その者の置かれている環境を十分に踏まえ、福祉用具が適切に選定され、使用されるよう、サービス担当者会議等を通じ、介護支援専門員に対して専門的知識に基づき助言を行うことにより、必要に応じた居宅サービス計画の見直しが行われるようにすること

(8) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助（貸与のみ）

事業者は、福祉用具貸与等の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条第1号イ又はロに該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、福祉用具貸与等の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(9) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

事業者は、居宅サービス計画に沿った福祉用具貸与等を提供しなければならない。

(10) 居宅サービス計画等の変更の援助

事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望するときは、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(11) 身分を証する書類の携行

事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求めがあったときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

※身分を証する書類に記載する内容

①事業所の名称 ②従業者の氏名

当該専門相談員等の写真や職能の記載を行うことが望ましい。

(12) サービスの提供の記録

ア 事業者は、福祉用具貸与を提供したときは、その開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品名並びに法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面等に記載しなければならない。

イ 事業者は、福祉用具貸与等を提供したときは、提供した具体的なサービス内容等を

記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法（利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法等）により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（13）利用料等の受領

ア 事業者は、法定代理受領サービスに該当する福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。（貸与のみ）

イ 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。（貸与のみ）

ウ 通常の事業の実施地域以外の地域において福祉用具貸与等を行う場合の交通費の額の支払を受けることができる。また、福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用の支払を受けることができる。

エ 事業者は、費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

【複数の福祉用具を貸与する場合について】

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより（※）、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。

※ 該当する減額取扱いを行う事業所にあつては、「複数の福祉用具を貸与する場合の運用について（平成 27 年 3 月 27 日老振発第 0327 第 3 号）」の記載事項を十分に確認の上、事前に運営規程の変更届を提出すること。

（14）基本的な取扱方針

ア 福祉用具貸与等は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

イ 事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

ウ 事業者は、自らその提供する福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（15）具体的な取扱方針

ア 福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、利用者に対し、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料及び全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、その貸与に当たっては個別にその者の同意を得なければならないこと。

イ 貸与する福祉用具の機能、安全性及び衛生状態等に関し点検を行わなければならないこと。

ウ 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項及び故障時の対応等を記載した文書をその者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じてその者に実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行わなければならないこと。

(福祉用具貸与)

特に、電動車いす、移動用リフト等の、使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。また、自動排泄処理装置等の、使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない洗浄、点検等の衛生管理について十分説明するものとする。

(特定福祉用具販売)

特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等、利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。

エ 利用者等からの要請等に応じて、貸与した当該福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行わなければならないこと。(貸与のみ)

修理は、専門的な技術を有する者(他の業者等)に行わせても差し支えないが、その場合も専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うこと。

オ 指定福祉用具貸与が居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、介護支援専門員により、随時その必要性が検討された上で、その継続が必要な場合にはその理由が当該居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じなければならないこと。

カ 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。(貸与のみ)

キ 選択制の対象福祉用具の提供にあたり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は、利用者に対し、「貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明」「利用者の選択にあたって必要な情報の提供」「医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案」の対応を行う。

ク 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

ケ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載しなければならない。

(16)福祉用具サービス計画

(1) 福祉用具貸与

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成する。この場合において、福祉用具販売の利用があるときは、福祉用具販売計画と一体のものとして作成する。

既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。

貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

貸与計画を作成した際には、当該計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付する。

貸与計画の作成後、モニタリングを行う。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者に報告する。

モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該貸与計画の変更を行う。

【※ 基準省令の解釈通知】（貸与）

イ 福祉用具専門相談員が利用者ごとに、貸与計画を作成しなければならない。

ロ 貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、当該貸与計画の実施状況の把握を行う時期等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。なお、貸与計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。

ハ 貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

ニ 貸与計画のサービス内容等に利用者の意向の反映の機会を保障するため、貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明したうえで利用者の同意を得なければならない。ま

た、当該貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。なお、貸与計画は2年間保存しなければならない。

ホ 貸与計画に記載した時期にモニタリングを行うとともに、その際、居宅サービスの提供状況等について記録し、その記録を居宅介護支援事業者に報告すること。福祉用具専門相談員は、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められるなどの場合においては、当該居宅介護支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うこと。また、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、福祉用具の利用の必要性を確認するとともに、必要に応じて、利用者の選択に当たって必要な情報の提供を行う。当該検討に当たっては、リハビリテーション会議又はサービス担当者会議といった多職種が協議する場を活用するほか、関係者への聴取による方法も考えられる。なお、やむを得ない事情により利用開始時から六月以内にモニタリングを実施できなかった場合については、実施が可能となった時点において、可能な限り速やかにモニタリングを実施するものとする。

（２）福祉用具販売

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、福祉用具販売（介護予防福祉用具販売）の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具販売計画（介護予防福祉用具販売計画）を作成しなければならない。なお、福祉用具貸与の利用がある場合は、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成する。

既に居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の内容に沿って作成する。

販売計画（介護予防販売計画）の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

販売計画（介護予防販売計画）を作成した際には、当該計画を利用者に交付する。

福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

【※ 基準省令の解釈通知】（販売）

イ 福祉用具専門相談員が利用者ごとに、販売計画（介護予防販売計画）を作成しなければならない。

ロ 販売計画（介護予防販売計画）には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。なお、販売計画（介護予防販売計画）の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。

ハ 販売計画（介護予防販売計画）のサービス内容等に利用者の意向の反映の機会を保障するため、販売計画（介護予防販売計画）の作成に当たっては、その内容等を説明したうえで利用者の同意を得なければならない。また、当該販売計画（介護予防販売計画）を利用者に交付しなければならない。なお、販売計画（介護予防販売計画）は2年間保存しなければならない。

ニ 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該計画の作成後、少なくとも1回、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。なお、目標の達成状況の確認方法は、訪問に限らず、本人や関係者へのテレビ電話装置等の活用による聴取等も含まれるものとし、テレビ電話装置等の活用に際しては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守するものとする。

（参考）福祉用具貸与（販売）計画書に記載すべき最低限の事項

- ・ 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度 等）
- ・ 福祉用具が必要な理由
- ・ 福祉用具の利用目標
- ・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・ その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点 等）

【平成24年4月報酬改定 Q&A(VOL.1)問101】

(17) 利用者に関する市町村への通知

事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

ア 正当な理由なく福祉用具貸与等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたと認められるとき。

イ 偽りその他不正な行為によって法による保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(18) 管理者の責務

ア 事業所の管理者は、福祉用具貸与等事業所の従業者の管理、福祉用具貸与等の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

イ 事業所の管理者は、従業者に居宅条例第46条から第52条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

(19) 運営規程（居宅条例第 210 条）

事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務内容

ウ 営業日及び営業時間

エ 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料（販売費用の額）その他の費用の額

【提供方法】

福祉用具の選定の援助、納品および使用方法の指導の方法等をいう。

【利用料】

個々の福祉用具の利用料については、その額の設定方式（利用期間に暦月による 1 月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しない。

オ 通常の事業の実施地域

客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではない。

カ 虐待防止のための措置に関する事項

① 虐待の防止に関する責任者の選定

② 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修方法・計画

③ 虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法

キ その他運営に関する重要事項

標準作業書に記載された福祉用具の消毒方法について規定すること

(20)勤務体制の確保等

ア 事業者は、利用者に対し適切な福祉用具貸与等を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、当該事業所の従業者により福祉用具貸与等を提供しなければならない。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、当該従業者以外の者によって提供することができる。

イ 事業者は、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のための福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

ウ 指定福祉用具貸与事業者は、適切な指定福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置※を講じなければならない。

イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 ※

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

A 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。

B 相談(苦情を含む。以下同じ)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が 5,000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。

ロ 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にすること。

([HTTPS://WWW.MHLW.GO.JP/STF/NEWPAGE_05120.HTML](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html))

加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施してい

る場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれからの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。

(21) 研修の機会の確保等

福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(22) 福祉用具の取扱種目

事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(23) 衛生管理等

ア 事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

イ 事業者は、回収した福祉用具を、その種類及び材質等を考慮して適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。(消毒・区分保管は貸与のみ)

福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒方法により消毒を行うこと。

ウ 事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者(※)に行わせることができる。この場合において、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。(貸与のみ) ※当該事業者が運営する他の事業所及び当該事業者が福祉用具を貸与する事業者を含む。

エ 事業者は、ウにより福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

オ 事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

【POINT】

福祉用具の保管又は消毒業務を他の事業者に行わせる場合は、当該業務が適切な方法で行われることを担保するため、当該業務に係る委託契約において、下記の事項を文書により取り決めること

イ 委託等の範囲

- ロ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件
- ハ 受託者等の従業者により委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨
- 確認結果の記録を作成すること（2 年間保存）
- ニ 指定事業者が委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨
- 指示は文書により行うこと
- ホ 指定事業者が委託業務に関し改善の必要性を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨
- 確認結果の記録を作成すること（2 年間保存）
- ヘ 受託者等が実施した委託業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
- ト その他委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

カ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照すること。

③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

当該研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。訓練の実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である

(24)業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために業務継続計画を策定し、従業者に対して当該計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。

業務継続計画については定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

・感染症に係る業務継続計画

- A 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- B 初動対応
- C 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

・災害に係る業務継続計画

- A 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備等）
- B 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- C 他施設及び地域との連携

研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために定期的（年1回以上）な教育を開催するととも

に、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。

訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

※業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する

(25)重要事項の揭示等

ア 事業者は、事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

イ 事業者は、アに規定する重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、アの規定による揭示に代えることができる。

ウ 事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

エ 書面揭示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。 ※令和7年度から義務付け

(26)記録の整備

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。事業者は、利用者に対する福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

ア 福祉用具貸与計画

イ その提供した具体的なサービスの内容等の記録

ウ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

エ 福祉用具の保管・消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合の、実施状況についての定期的確認、その結果等の記録)

オ 市町村への通知に係る記録

カ 受け付けた苦情の内容等の記録

キ 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

「その完結の日」とは、ア、イ及びオからキまでの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、エの記録については、居宅条例第 212 条第 4 項に規定する福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について確認した日を指すものとする。

(27)秘密保持等

ア 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

イ 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

ウ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、当該利用者又はその家族の同意を文書により得ておかなければならない。

(28)広告

事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容について、虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(29)利益供与の禁止

事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、これらの者が居宅サービスの利用を希望する者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(30)苦情解決

ア 事業者は、提供した福祉用具貸与等に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

イ 事業者は、アの苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

ウ 事業者は、提供した福祉用具貸与等に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

エ 事業者は、市町村からの求めがあったときは、ウの改善の内容を市町村に報告しなければならない。

オ 事業者は、提供した福祉用具貸与等に係る苦情に関し、国民健康保険団体連合会が法第 176 条第 1 項第 3 号の規定により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

カ 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、オの改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(31)事故発生時の対応

ア 事業者は、利用者に対する福祉用具貸与等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

イ 事業者は、アの事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

ウ 事業者は、利用者に対する福祉用具貸与等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(32)虐待の防止

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われる

ための方法に関すること

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 虐待の防止のための指針

指定福祉用具貸与事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項

ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

指定訪問介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

(33) 会計の区分

事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与等の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

【POINT】

事務経費等についても案分するなどの方法により、会計を区分すること

(34) 介護保険等関連情報の活用とP D C Aサイクルの推進について

サービスの提供に当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でP D C Aサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。この場合において、「科学的介護情報システム（L I F E：Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。

(35) 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入する。

要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖を対象とする。

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行う

ア 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員（※）が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。

※介護支援専門員については、居宅介護支援及び介護予防支援の運営基準の解釈通知を改正。

イ 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後 6 月以内に少なくとも 1 回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。

ウ 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。

5 福祉用具貸与費の算定及び取扱い

(1) 福祉用具貸与費の単位数の算定

事業所において、福祉用具貸与を行った場合に、現に福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される 1 単位の単価（一律 10.00 円）で除して得た単位数（1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。ただし、1 月当たりの平均貸与件数が 100 件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準（※）を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。

※福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこと。

〔運用に当たっての留意事項（「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」介護保険最新情報 vol.846（令和 2 年 6 月 12 日付老高発 0612 第 1 号）より抜粋）

ア 商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定（以下「上限設定等」という。）については、平成 30 年 10 月から適用する。なお、新商品については、3 月に 1 度の頻度で上限設定等を行う。

イ 上限設定等については、3 年に 1 度の頻度で見直しを行う。ただし、見直しを行うとき、上限設定等から経過した期間が 1 年未満の新商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直すこととする。

ウ 上限設定等を行うに当たっては、月平均 100 件以上の貸与件数となったことがある商品について適用する。

エ アからウまでについては、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

(2) 搬出入に要する費用の取扱い

搬出入に要する費用は、現に福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、事業所が、厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の 100 分の 100 に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める地域】

離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法に指定する地域

【交通費】

福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う福祉用具専門相談員 1 名の往復の交通費を合算したものをいう。最も経済的な通常の経路及び方法による交通費とすることを基本として、実費を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して合理的に算出するものとする。

（３）サービス種類相互の算定関係

利用者が認知症対応型共同生活介護費（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費は、算定しない。

（４）軽度者に係る福祉用具貸与について

要支援者（要支援 1・要支援 2）及び要介護 1 の者（以下「軽度者」という。）に対する福祉用具の貸与については、要支援者の自立支援に十分な効果を上げる観点から、その状態像から見て利用が想定しにくい以下①～⑥の品目については、原則として保険給付の対象とされていない。

※自動排泄処理装置については、要支援者、要介護 1～3 の者が対象とされない。

- | | |
|----------------|-------------------|
| ①車いす（付属品を含む） | ④認知症老人徘徊感知器 |
| ②特殊寝台（付属品を含む） | ⑤移動用リフト（つり具部分を除く） |
| ③床ずれ防止用具、体位変換器 | ⑥自動排泄処理装置 |

○ ただし、軽度者についても、老企第 36 号第 2 の 9（2）で規定する表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成 11 年厚生省告示第 91 号）別表第 1 の調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、一定の状態に該当する者については、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について保険給付の対象とすることが可能となっている。また、その他一定の状態に該当し所定の手続きを得た場合にも保険給付の対象とすることができる。

（平成 19 年 4 月から適用）

※具体的な要件については次頁からの図表を参照

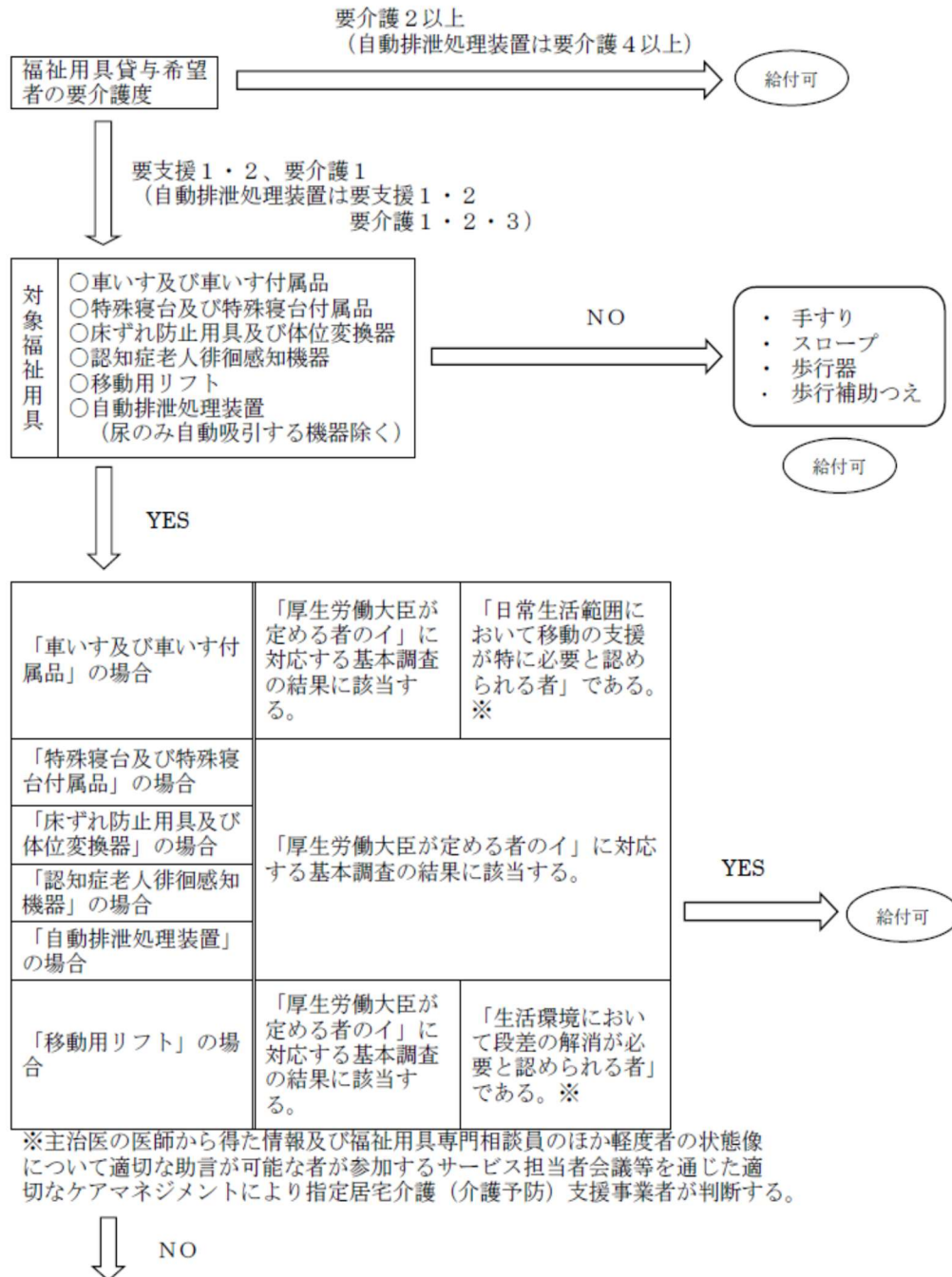
○ 指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次の方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象

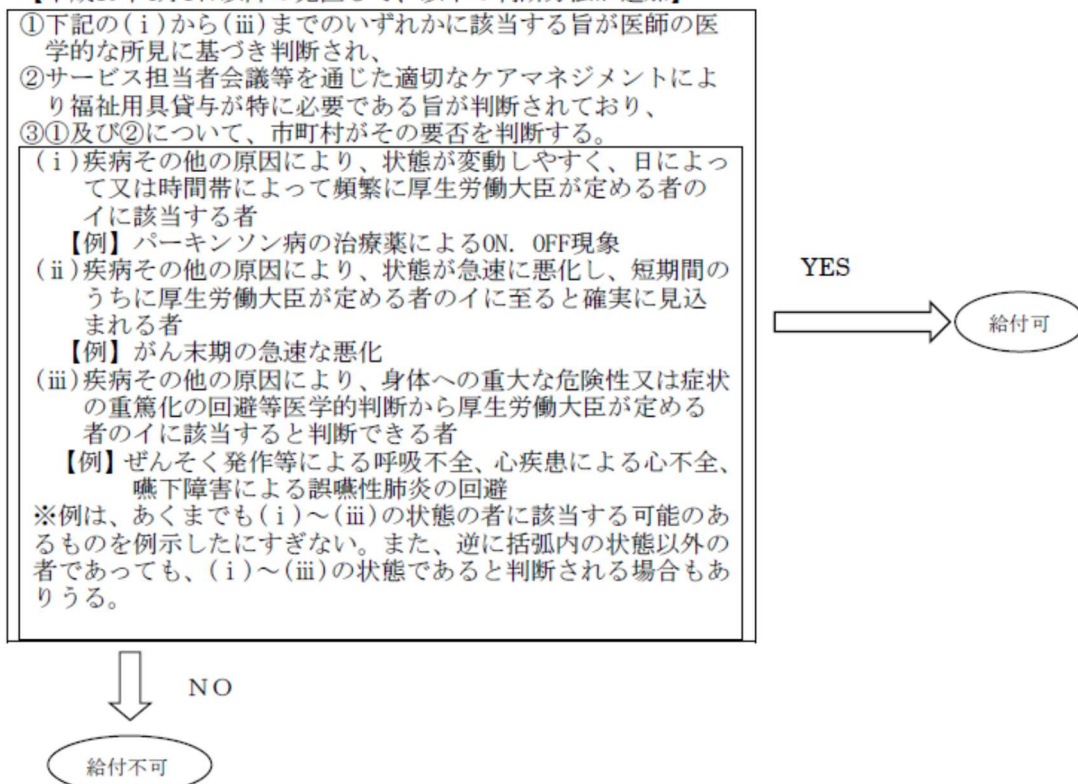
者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分)の写しの内容が確認できる文書を入手することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

軽度者に対する福祉用具貸与の流れ（フロー図）



【平成19年4月1日以降の見直しで、以下の判断方法が追加】



表

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起きあがりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感	次のいずれにも該当する者	

知機器	(一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 (又は) 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「2. できない」 (又は) 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	(一)排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	(二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

※該当する基本調査項目がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援（介護予防支援）事業者が判断する。

6 福祉用具購入費の算定及び取扱い

(1) 福祉用具購入費の算定

ア 在宅の要介護者等が指定特定福祉用具販売事業者から特定福祉用具を購入したときは、市町村が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に限り、居宅介護福祉用具購入費等が支給される。

イ 福祉用具購入費の支給は償還払いで、要介護者等の支給申請書の提出により行われる。支給額は実際の購入費の9割（一定以上所得者の場合は8割又は7割（※）相当額）となっている。

※平成30年8月から、65歳以上の現役並み所得者は7割相当額の支給・3割相当額の負担

ウ 支給限度基準額は、同一年度（4月1日から12ヵ月間）で10万円。したがって、居宅介護福祉用具購入費と介護予防福祉用具購入費の総額は、10万円の9割（8割・7割）相当額を超えることができない。

エ 同一年度内に一度、福祉用具購入費が支給されると、すでに購入した福祉用具の破損や利用者の介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別の事情がある場合であって、市町村が必要と認めるときでない限り、以後の期間に同一種目の特定福祉用具について福祉用具購入費は支給されない。

(2) 福祉用具購入費支給申請書の提出

福祉用具購入に関しては、利用者が一旦全額を支払い、後に支給申請書を市町村に提出することで9割（8割・7割）相当額が支給される（償還払い）。福祉用具購入費支給申請書に記載・添付されるべき事項は以下のとおりである。

ア 福祉用具の種目、商品名、製造事業者名、販売事業者名

イ 福祉用具の購入にかかった費用、購入年月日

ウ 福祉用具を必要とする理由（添付された居宅サービス計画の記載から明らかである場合には不要）

エ 福祉用具の購入に係る領収書

オ パンフレット等福祉用具の概要を記載した書面

7 福祉用具等の重大製品事故情報について

○福祉用具の製品事故等の情報収集

- ・ 福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境に応じた選定がなされた上で、利用者が適切に使用するよう、継続的な使用状況の確認等、安全性を確保する必要がある。

その上で、福祉用具の製品事故等の情報は重要であり、随時、様々な手段で情報収集を行うこと。

- ・ 特に、対象福祉用具の製造者名、製品名が分かった場合、利用者への貸与・販売等がなされていないか確認を行い、当該製品の利用があった場合は連絡を行い適正な手続きを行う。また、製造者名、製品名が分からなくても、事故の事例を収集し、福祉用具を貸与・販売する際に、留意点等の説明を十分行う必要がある。
- ・ 消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、厚生労働省より情報提供が行われており、県公式ホームページ上に随時掲載している。

8 委員の設置

(人権擁護委員)

人権擁護推進員は、施設の職員である者のうちから管理者が任命し、以下の業務に取り組む。

- (1) 職員の人権に対する正しい理解についての適切な指導及び相談支援
- (2) 人権擁護に関する研修計画の作成及び当該計画に基づく研修の実施
- (3) 職員の人権擁護に関する知識、技術の修得

※人権擁護に関する研修は、1年に1回以上実施するものとする。ただし、天災により実施することができない等やむを得ない理由がある場合を除く。

(災害対策推進員)

災害対策推進員は、施設の職員である者のうちから管理者が任命し、以下の業務に取り組む。

- (1) 非常災害対策に関する知識の取得、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備並びにそれらの職員に対する周知徹底
- (2) 非常災害に関する具体的計画（以下「防災計画」という。）の策定
- (3) 防災計画に基づく、避難、救出その他必要な訓練の計画及び訓練の実施
- (4) 前号の訓練の結果等を踏まえた防災計画の点検及び必要に応じて計画の見直し
- (5) 災害発生時に必要な備品や備蓄等の点検及び確保

(衛生管理推進員)

衛生管理推進員は、施設の職員である者のうちから管理者が任命し、以下の業務に取り組む。

- (1) 施設において使用する設備等の衛生的な管理、衛生上必要な措置並びに医薬品及び医療機器の適正な管理
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び職員に対する周知徹底
- (3) 施設内の衛生管理や感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施

※指定居宅サービスの一の事業所において、併せて指定を受けている指定介護予防サービス事業所については、主となる施設等において人権擁護推進員、災害対策推進員及び衛生管理推進員を配置していれば、他の施設等においても配置されているものとみなす。

○和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年和歌山県条例第 65 号）

○和歌山県老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例実施要綱（平成 25 年 4 月 1 日）